

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 胎児の相続税

Q : 私は妊娠6カ月ですが、夫が突然亡くなってしまい、相続税の申告が必要です。

ところで、胎児は相続税の計算上、どのように取り扱われるのでしょうか。

A : 申告期限前に出生した場合は通常の相続税の計算をしますが、申告期限後に出生した場合には胎児がないものとして相続税を計算します。

【解説】

胎児は、相続税については既に生まれたものとみなされ、相続能力を認められています。

しかし、相続税の基礎控除額を計算する場合に、胎児が、相続税の申告期限までに生まれていない場合は相続人の数に算入しないで計算します。これは、死産となる場合もあれば、双子の場合もありうるからです。胎児が無事に生まれたときには、相続税額を再計算することになります。

胎児であった相続人の申告書の提出期限は、その者の法定代理人がその胎児の生まれたことを知った日の翌日から10カ月以内と決められており、法定代理人がその胎児に代わって期限後申告書を提出することになります。

なお、申告期限までに生まれていない胎児を既に生まれたものとみなして、課税価格や相続税額を計算したとき、相続又は遺贈により財産を取得したすべての人について相続税の申告書の提出を要しないこととなるときは、その胎児以外の相続人等に係る相続税の申告書の提出期限は、申請により胎児が生まれた日後2カ月の範囲内で延長できます。



KIMIYO-I